

資料 4

川西市のコミュニティについて

1. コミュニティ施策の目的

川西市では、昭和40年代に都市化が急激に進むとともに、宅地開発に伴って人口が急増し、地域の連帯意識や自治意識の希薄化が懸念されるようになりました。

そこで、より住みやすい地域社会の形成に向けて、住民の皆さんが自ら行動し、ふるさとづくりを進めていくことをめざして、昭和50年代半ばからコミュニティの推進に取り組んできました。

2. コミュニティの役割とその範囲

川西市におけるコミュニティの定義は、「住民が日常生活の場を通して、その地域の共通の目標を持って自らの役割を認識し、“連帯と自治意識に支えられたまちづくり”をめざすまとまりのある地域社会」としています。

また、コミュニティの範囲は、概ね小学校区を基本として、その地域の特性を考慮しながら設定されています。

3. コミュニティの構成団体

エリア内の各自治会を中心に、PTA、子ども会、老人会、消防団、商店会といった、さまざまな団体で構成されています。この構成団体は、コミュニティによって異なります。

コミュニティ組織は、自治会とこれら各種団体の連携体制を構築するシステムとして、自治会とは異なった役割を担っています。

また、自治会と比べ、より広いエリアと視野で、より多くの人を対象に、誰もがふるさとを感じられるような、心のふれあうまちづくりに取り組んでいます。

4. コミュニティの設立状況

現在、市内で13のコミュニティが設立されています。
コミュニティ未設立地域は桜が丘小学校区のみです。

5. コミュニティの活動内容

活動内容は、大きく分類すると次の6つが挙げられます。

- ①「地域におけるスポーツ・レクリエーションなど体育に関する活動」
- ②「文化祭・学習会など文化に関する活動」
- ③「生活環境浄化など環境に関する活動」
- ④「福祉の向上に関する活動」
- ⑤「防犯・交通など安全に関する活動」
- ⑥「その他、地域住民のコミュニティ意識の啓発及び地域の発展に必要な活動」

6. 市のコミュニティ支援

コミュニティづくりは、住民の方々が自主自立をめざしつつ進めるものであり、行政の役割は、活動しやすい環境づくりや情報提供など、あくまでも側面的な支援を行うことであると考えています。

こういった考え方を基本に、現在は、コミュニティ組織活動補助金等の交付や活動拠点の確保、リーダー養成のための「研修会」の開催といった支援事業に取り組んでいます。また、その際には、市内13コミュニティで構成されている川西市コミュニティ協議会連合会（事務局は地域・相談課内）を通じてご意見等をお聞きし、実情に応じたより良い支援となるように心掛けています。

コミュニティへの補助金（22年度予算）

①コミュニティ組織活動補助金・・・14,420,400円

○970,000円 × 11組織 = 10,670,000円

【内 訳】

a. コミュニティ活動奨励補助金	324,000円
b. 体育振興事業補助金	237,500円
c. プール開放事業補助金	266,000円
d. 地域文化（スポーツ）振興事業補助金	142,500円

○1,875,200円 × 2組織（緑台・陽明、清和台）
= 3,750,400円

【内 訳】

$$\frac{324,000\text{円} \times 1.8}{(a)} + \frac{646,000\text{円} \times 2}{(b+c+d)}$$
$$= 1,875,200\text{円}$$

②コミュニティ活動設備等整備事業助成金 上限21万8000円

輪転機・複写機の整備事業に対する半額助成

③（財）自治総合センターコミュニティ助成金 上限250万円

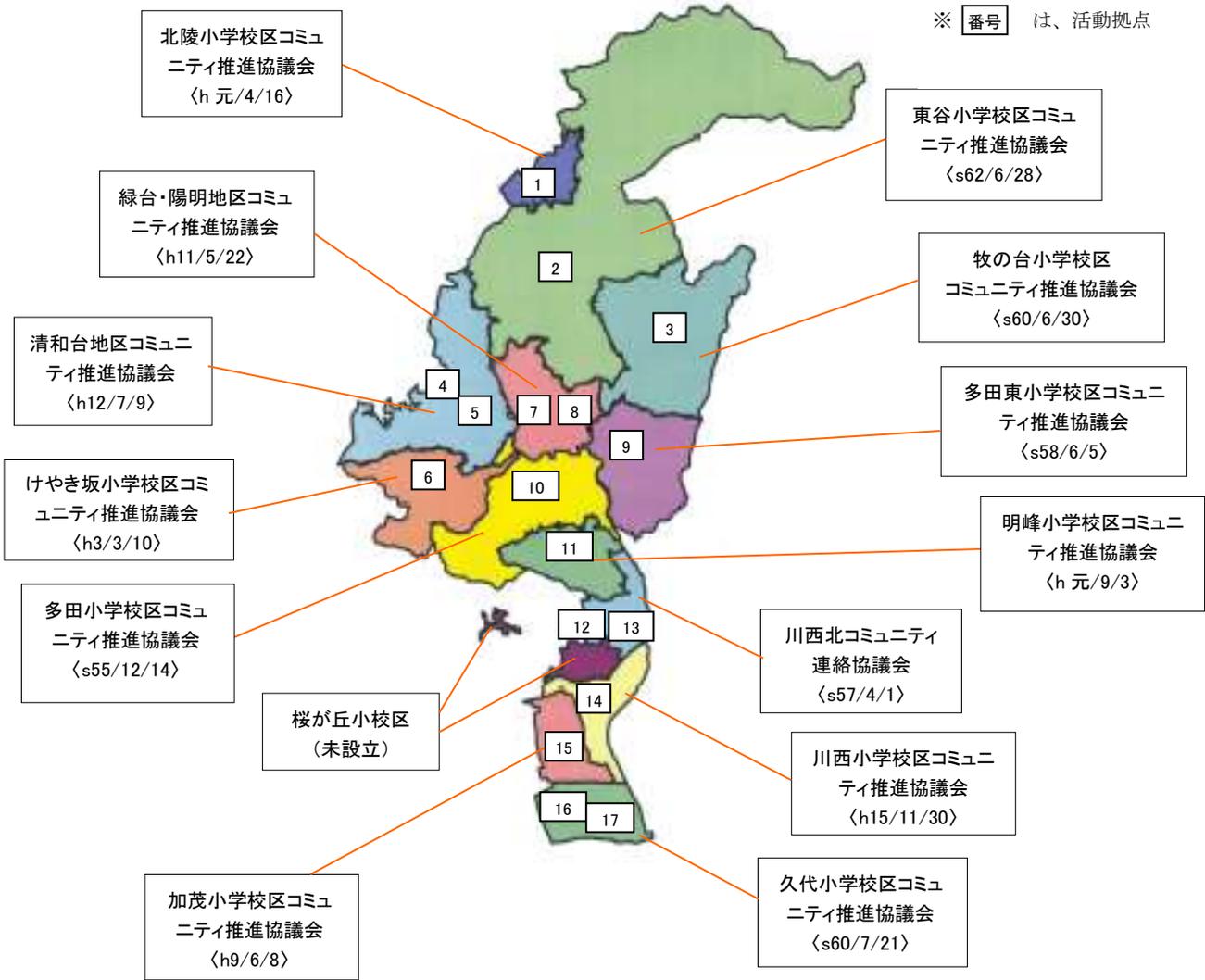
活動拠点の整備と現状

住民の交流の場を「コミュニティセンター」、コミュニティ組織の実務拠点を「コミュニティ室」と位置づけるとともに、コミュニティセンターは公民館との併設館を基本として整備を進めてきました。

また、公民館がない地域については、独立館または老人憩いの家との併設館としてのコミュニティセンターを整備するとともに、小学校の空き教室を利用しただけなど、可能な範囲で活動拠点の整備、確保に努めています。現在、公民館との併設館が8、老人憩いの家との併設館が1、単独館が3となっています。

コミュニティエリア図と活動拠点

※ 〈 〉 内は、設立年月日
 ※ **番号** は、活動拠点



コミュニティ推進 (連絡)協議会	活 動 拠 点			
北陵	1	コミュニティ室・コミュニティセンター北陵会館(北陵公民館)		
東谷	2	プラザ・ひがしたに、コミュニティ室・コミュニティセンター東谷会館(東谷公民館)		
牧の台	3	コミュニティセンター牧の台会館		
清和台	4	清和台第2自治会館	5	コミュニティセンター清和台会館(清和台公民館)
けやき坂	6	交流会館けやき、コミュニティ室・コミュニティセンターけやき坂会館(けやき坂公民館)		
緑台・陽明	7	グリーンプラザ	8	コミュニティセンター緑台会館(緑台公民館)
多田東	9	コミュニティセンター多田東会館		
多田	10	多田コミュニティ会館、コミュニティ室・コミュニティセンター多田会館(多田公民館)		
明峰	11	コミュニティ室・コミュニティセンター明峰会館(明峰公民館)		
川西北	12	川西北地区コミュニティプラザ	13	川西北小学校(コミュニティ室)
川西	14	川西小学校(会議室)		
加茂	15	コミュニティセンター加茂ふれあい会館、加茂交流会館		
久代	16	コミュニティ室・コミュニティセンター川西南会館(川西南公民館)	17	久代交流会館(久代小内)

コミュニティエリアと小学校区・中学校区との関係

平成 24 年 4 月現在

コミュニティ推進(連絡) 協議会のエリア	小学校区	中学校区
北陵	北陵	東谷
東谷	東谷	
牧の台	牧の台 ※長尾町は東谷コミに参加	
清和台	清和台	清和台
	清和台南	
けやき坂	けやき坂	
緑台・陽明	陽明	緑台
	緑台	多田
多田東	多田東	
多田	多田	
明峰	明峰	明峰
川西北	川西北	川西
(未設立)	桜が丘	
川西	川西	
加茂	加茂	川西南
久代	久代	

川西市のコミュニティ協議会

(平成24年4月1日現在)

設立 順位	名 称	設立 年月日	自治会数	運営委員会 構成団体数	23年度 支出決算額 (円)	年会費 (1世帯あたり) (円)	23年度 会費収入 決算額 (円)	23年度 自治会分担金 収入決算額 (円)	自治会加入 世帯数 (A)	校区内総世 帯数 (B)	自治会 加入率 (A/B)	面積 (ha)	備考
1	多田小学校区コミュニティ推進協議会	昭55.12.14	5	19	2,870,801	170	438,430	25,000	2,437	4,085	59.66%	408.6	会費のうち20円は防災会費。自治会分 担金は1自治会5000円。
2	川西北コミュニティ連絡協議会	昭57.4.1	11	15	1,832,439	200	415,800	55,000	2,150	4,478	48.01%	154.1	自治会分担金は 1自治会5,000円
3	多田東小学校区コミュニティ推進協議会	昭58.6.5	12	20	2,038,957	200	535,400	—	2,836	5,532	51.27%	310.3	新東多田自治会不参加。
4	牧の台小学校区コミュニティ推進協議会	昭60.6.30	1	20	1,535,634	—	—	500,000	3,865	4,847	79.74%	582.8	長尾町は牧の台小地区であるが、コミ は東谷に参加
5	久代小学校区コミュニティ推進協議会	昭60.7.21	11	18	1,743,567	100	178,570	—	2,569	3,879	66.23%	198.2	
6	東谷小学校区コミュニティ推進協議会	昭62.6.28	20	18	3,396,700	140	453,880	133,000	3,152	5,627	56.02%	1,902.7	自治会分担金は規模に応じて、3,000 円×4、7,000円×13、10,000円×3
7	北陵小学校区コミュニティ推進協議会	平1.4.16	1	14	3,892,078	—	—	732,300	1,619	2,967	54.57%	123.8	自治会分担金内訳(北陵自治会60万+ 花咲く丘の街管理組合132,300円)
8	明峰小学校区コミュニティ推進協議会	平1.9.3	8	11	3,275,211	130	603,590	—	4,656	6,105	76.27%	176.3	
9	けやき坂小学校区コミュニティ推進協議会	平3.3.10	4	27	3,657,322	200	294,400	—	1,602	2,232	71.77%	282.5	
10	加茂小学校区コミュニティ推進協議会	平9.6.8	15	23	1,492,383	100	280,200	—	2,785	4,986	55.86%	105.6	
11	緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会	平11.5.22	3	27	7,086,917	—	—	1,072,400	5,346	6,419	83.28%	267.5	自治会分担金内訳(GH1,017,400円、 緑台6丁目25,000円、清流台30,000円)
12	清和台地区コミュニティ推進協議会	平12.7.9	6	20	10,328,984	200	856,600	1,169,360	4,062	5,438	74.70%	527.3	自治会分担金のおおよその算定根拠 (1世帯@200円×加入世帯)+(1自治 会5,000円×6自治会)
13	川西小学校区コミュニティ推進協議会	平15.11.30	16	5	2,375,398	150	497,100	—	3,528	6,698	52.67%	206.9	寺畑自治会不参加。

(コミュニティ未結成地区) 桜が丘小学校区	—	17	—	—	—	—	—	—	1,241	4,098	30.28%	97.5	
--------------------------	---	----	---	---	---	---	---	---	-------	-------	--------	------	--

※ 23年度支出決算額には、繰越金等も含まれます。

※ 自治会加入世帯数(A)と校区内総世帯数(B)の数値は、市で定めた校区ごとに算出した数値であり、コミュニティに参加していない自治会の世帯数も含まれています。

各コミュニティに設置されている部会・委員会

平成24年4月1日現在

コミュニティ	部会・委員会名									
	体育	文化	環境	福祉	安全	広報	人権	その他		
久代小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会	環境部会	福祉部会	安全部会	広報委員会				
加茂小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部	文化部	環境部	福祉部	安全部	広報委員会	人権啓発推進委員会			
川西小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会	環境部会	福祉部会	安全部会	広報委員会	人権部会			
川西北コミュニティ連絡協議会	体育部会	文化部会	環境・衛生部会		安全部会	編集部会	人権啓発部会			
明峰小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会	環境部会		安全部会	広報部会				
多田小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会	環境部会	福祉部会	安全部会	報道部				
多田東小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会	環境部会	福祉部会	安全部会	広報委員会		児童育成委員会		
緑台・陽明地区 コミュニティ推進協議会	体育部	文化部	環境部	福祉部	安全部	広報部				
けやき坂小学校区 コミュニティ推進協議会	体育振興委員会	文化推進委員会	環境美化推進委員会	福祉委員会	生活安全委員会	広報委員会	人権啓発推進委員会	青少年育成委員会		
清和台地区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会	環境部会	福祉部会	安全部会			総務部会		
牧の台小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会	環境部会	福祉部会	安全部会	広報委員会		子育て部会		
東谷小学校区 コミュニティ推進協議会	体育推進部会		環境推進部会	福祉推進部会	安全推進部会	広報推進部会		まちづくり推進部会	青少年育成推進部会	防災推進部会
北陵小学校区 コミュニティ推進協議会	体育部会	文化部会				広報委員会	人権啓発推進委員会	まちづくり推進委員会	青少年育成推進委員会	

※平成24年度総会資料を参考に作成しています。

※会則は概ね下記のような構成である
が、地域によって若干内容は異なる

〇〇小学校区コミュニティ推進協議会

会 則

(名称および事務局)

第1条 本会は、〇〇小学校区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」と称し、事務局は〇〇公民館に置く。

(目 的)

第2条 本協議会は、地域における住民の自主的な活動を通じて相互の連携を深めるとともに、自治意識を高揚し、対話と合意により住みよい地域づくりを目的とする。

(構 成)

第3条 本協議会は、〇〇小学校区の住民をもって構成する。

(事 業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、自主的に次の事業を行う。

- ① 生活環境の改善向上に関すること。
- ② 文化、スポーツ、レクリエーション活動に関すること。
- ③ 福祉増進に関すること。
- ④ 防災、防犯活動に関すること。
- ⑤ 相互の親睦に関すること。
- ⑥ 住民自治意識の高揚に関すること。
- ⑦ その他、目的達成に必要な事項。

(部会・部の設置)

第5条 本協議会の円滑な運営と、目的の効果的な達成のため、次の専門部会及び専門部を置く。

1 専門部会

- ① 体育部会
- ② 文化部会
- ③ 環境部会
- ④ 福祉部会
- ⑤ 安全部会

2 専門部

- ① 報道部

(会 議)

第6条

- 1 本協議会は、総会、運営委員会、専門部会（部）により運営する。
- 2 会議は、構成委員の過半数をもって成立する。ただし、委任をもって出席に代えることができる。
- 3 会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長及び部会長がこれを決する。
- 4 会議には、議長を置く。

(総 会)

第7条

- 1 総会は、協議会の最高議決機関であり、会長がこれを招集し、協議会の重要事項を審議する。
- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、運営委員及び専門部会委員等をもって構成する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - ① 当該年度における事業計画及び予算。
 - ② 過年度の実施事業及び決算。
 - ③ 防災会の規約、予算、決算等重要事項。
 - ④ その他、協議会の重要事項。

(運営委員会)

第8条

- 1 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 2 運営委員は、別途決める。
- 3 運営委員会は、必要に応じて開催し、総会に付すべき事項及び協議会の具体的な運営事項を協議する。

(専門部会及び専門部)

- 第9条 専門部会及び専門部は、部会長及び部長がこれを招集し、専門部会及び専門部の事業の立案、計画を実施する。

(総務役員)

- 第10条 本協議会に、次の総務役員を置く。ただし、副会長は必要ある場合、他の役員（監事を除く）を兼務することができる。

会 長 1 名 副会長 若干名

会 計	1 名	書 記	2 名
庶 務	若干名	監 事	2 名

(顧問)

第 1 1 条 本協議会に、顧問を置くことができる。

(選考委員会の設置)

第 1 2 条 次期会長選出については、選考委員会を設置する。

- 1 選考委員は、原則として顧問、総務役員、自治会長をもって構成する。
- 2 運営委員は、会長に立候補することができる。

(総務役員を選出)

第 1 3 条 本協議会の総務役員は、運営委員（歴代運営委員を含む）の中から選出し、総会において承認を得る。

(専門部会委員及び専門部委員の選出)

第 1 4 条

- 1 専門部会委員は、各自治会より若干名選出する。
- 2 専門部委員は、〇〇小学校区全域より広く人材を求めて選出する。

(総務役員の任期)

第 1 5 条

- 1 会長の任期は、原則として2年とする。ただし、最長4年までは続けることができる。
- 2 会長以外の総務役員は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総務役員の任務)

第 1 6 条

- 1 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 会計は、金銭の出納整理及び会計事務を担当する。
- 4 書記は、会議の記録、整理を担当する。
- 5 監事は、会計事務の監査を担当する。

(経 費)

第 1 7 条 本協議会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第18条

- 1 本協議会は、会員より会費を徴収する。
- 2 会費は、1世帯あたり年額〇〇〇円とする。

(会計年度)

第19条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。